

旧新地高等学校利活用事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 件名

旧新地高等学校利活用事業

(2) 目的

新地町(以下「町」という)は、令和4年3月に閉校となった旧新地高等学校について、民間事業者等の専門性、技術力、企画力及び創造性を活かし、地域活性化及び施設の有効活用を図るため、当該施設を貸し付け、利活用を推進する。

本事業は、公募型プロポーザル方式により、総合的な見地からより優れた利活用提案を行う、優先交渉者及び次点者(以下「優先交渉者等」という)を選定し、協議が整い次第貸付相手方(以下「借受者」という)を決定するため必要な事項を定めるものである。

(3) 実施方法

公募型プロポーザル方式

(4) 位置、土地及び建築物等の概要

位 置：資料1(位置図)のとおり

土 地：資料2(土地区画図)のとおり

建築物等の配置：資料3(建築物等配置図)のとおり

区画別の詳細：別紙1-1～1-2(物件調書)のとおり

(5) 対象物件(区画)

貸付対象は、別紙の物件調書に定める次の区画とする。

ア 別紙1-1 区画A(旧校舎・グラウンド等)

※土地及び建物ともに無償貸付対象とする。

イ 別紙1-2 区画B

※有償貸付対象とする。

【重要：一括貸付条件】

応募者は、区画A及び区画Bを分割せず、一括して借り受けることを条件とする。いずれか一方のみの提案は認めない。

(6) 福島県からの財産譲与(重要)

対象物件は現時点では福島県(以下「県」という)所有であるため、借受者が決定された場合であっても、県からの財産譲与が完了した後に契約手続を行う。譲与未了の場合の取扱いは第15(6)に定める。

2 契約類型及び建築の可否(区画別)

(1) 区画Aについて(土地・建物とも：使用貸借)

ア 貸付の形態

区画Aに含まれる土地及び建物は、使用貸借契約(無償)を締結する。契約期間満了により終了し契約の更新はしない。ただし、町との協議により、再契約することがある。

なお、使用貸借(無償)であるため、借地借家法(以下「法」という)の適用はない。

イ 建築

区画Aにおいて、借受者による新築等の建築物の建設を行う場合は、事前に町と協議のうえ承認を得ることとする。この場合においても、当該敷地の契約は使用貸借(無償)とし、借地権は発生しないものとする。

なお、借受者は、法の規定による法第13条(建物買取請求)を行うことはできない。

ウ 改修・修繕・解体等

既存建物の改修、修繕、模様替え、解体等を行う場合は、関係法令を遵守し、事前に町と協議の上、書面承認を得ることを条件とする。

エ 本校舎を除く付帯施設(破損施設の取扱い)

本校舎を除く付帯施設(例: 体育館、柔剣道場、和室、倉庫等)には、現状のままでは破損等により利用できない、又は倒壊の危険がある建物が含まれる。借受者が希望する場合は貸付対象に含めることがあるが、町は修繕・改修・復旧等を行わない(現状有姿)。借受者は、使用の可否判断、危険箇所の立入制限、安全対策、必要な修繕・改修、法令適合(建築・消防等)を自らの責任と負担で行うこと。

オ 満了時の撤去・原状回復

契約期間満了又は解除等により契約が終了する場合、借受者は自らの費用と責任で、設備や備品等を撤去し、原状回復の上、町へ返還する。原状回復の範囲(借受者の造作、設備、内装等の撤去を含む)は、原則として借受者が設置したものを撤去するものとする。ただし、町が書面により承認したものについてはこの限りでない。

カ 撤去費用の担保

町は、撤去・原状回復の確実性確保のため、保証金の増額、履行保証、撤去積立等の措置を求める場合がある。

(2) 区画 B について(事業用定期借地権)

ア 貸付の形態

区画 B は、借受者と法第 23 条(事業用定期借地権等)の契約を締結する。契約期間満了により終了し契約の更新はしない。ただし、町との協議により、再契約することがある。

なお、借受者は、法の規定による法第 13 条(建物買取請求)を行うことはできない。

イ 敷地内残置物等の取扱い

区画 B の敷地内には、野球場のネット、バッティングケージ、小屋、倉庫等が残置されている。これらの利用、修繕、撤去及び維持管理については、借受者の責任と負担において実施すること。なお、町はこれらについて修繕、撤去等を行わない(現状有姿)。

ウ 建築の可否

区画 B において、借受者による新築等の建築物の建設を行う場合は、借受者は、関係法令に基づく許認可を取得し、事前に町と協議の上、書面承認を得なければならない。

エ 満了時の撤去・原状回復

契約期間満了又は解除等により契約が終了する場合、借受者は自らの費用と責任で、建築物、工作物、設備等を撤去し、原状回復の上、町へ返還する。ただし、町が書面により承認したものについてはこの限りでない。

オ 撤去費用の担保

町は、撤去・原状回復の確実性確保のため、保証金の増額、履行保証、撤去積立等の措置を求める場合がある。

3 貸付条件(共通)

(1) 貸付範囲

貸付範囲は別紙 1-1~1-2 のとおりとする。応募者は、区画 A 及び区画 B を一括して提案すること。

(2) 契約期間

契約期間は次のとおりとする。

ア 区画A(使用貸借)：10年以上30年未満

イ 区画B(事業用定期借地権)：10年以上30年未満

(3) 貸付料(地代・建物貸付料)

貸付料は次のとおりとする。

ア 土地貸付料(地代)

・区画A：無償とする。

・区画B：年1,742,832円を最低価格とし、借受者の提案によるものとする。

イ 建物貸付料：無償とする。

なお、貸付料の改定については経済事情の変動等により、協議により見直すことがある。

(4) 保証金

借受者は、年額貸付料(地代)の相当額を保証金として納付し、契約締結時に支払う。

借受者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、又は第15(3)エに定める期間内に正当な理由なく事業を開始しない場合は、違約罰として保証金は全額町に帰属(没収)するものとする。

(5) 現状有姿・手続き・費用負担

対象物件は現状有姿で引き渡す。利活用に必要な調査、許認可、申請手続き、改修、修繕、解体、撤去、維持管理(光熱水費、保守点検、除草、除雪、警備等)は借受者負担とする。

※建物は無償貸付(使用貸借)であるため、維持管理及び修繕に要する費用はすべて借受者の負担とする。

(6) 転貸・譲渡等

借受者による転貸、地位譲渡、担保設定等は不可とする。ただし、借受者が町と事前協議の上、町の書面承諾を得た場合は、この限りではない。

(7) 排除用途

次の用途は認めない。

ア 風営法に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、その他類する用途

イ 廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業、その他類する用途

ウ 著しい騒音、振動、ばいじん、塵埃、悪臭、危険物等により周囲に迷惑を及ぼす用途

エ 政治的用途、宗教的用途(墓地や納骨堂、自然葬等の用途を含む)

オ 太陽光発電(地上設置型太陽光発電設備を含む)。ただし、提案事業の付帯設備として設置し、発電した電力を専ら当該事業の用に供する場合(自家消費)はこの限りではない。

カ その他町が不相当と認める用途

4 アスベストに関する取扱い

町は、資料4(アスベスト分析予定箇所配置図)のとおり、県が実施するアスベスト調査の結果を受領し、結果が判明し次第、町は借受者へ通知する。

アスベストの除去、封じ込め、囲い込み等の対策が必要となる場合の責任分担及び費用負担は、借受者負担とする。

5 文化財(埋蔵文化財)に関する留意事項

敷地は埋蔵文化財包蔵地(貝塚西遺跡)に該当する。資料5(文化財_トレンチ配置図)を参照し、開発・掘削・撤去等を伴う工事を行う場合は、文化財保護法等に基づき、試掘調査、本調査、工事立会い、保護層の確保等が必要となる場合がある。これらの手続・調査・立会い等に係る費用は借受者負担とする。

6 建物の安全性等に関する留意事項(被災度区分判定報告書等)

被災度区分判定報告書により、体育館、柔剣道場、和室、倉庫は倒壊の危険のある建物とされている。上記以外の建築物については、令和6年以降、インフラ整備を含む建物の状況を調査していない。借受者は、利用の可否判断、安全対策、必要な調査・補修・改修等を自らの責任と負担で行うこと。

また、校舎に建築上の問題がある場合や、電気、ガス、水道等が破損等して使用できない状況である場合であっても、対象物件は現状有姿のまま貸し付けるものとし、町は修繕、復旧その他の対応を行わない。借受者は自らの責任と負担において修繕等を行うこと。

7 物件の注意事項(重要な説明)

- (1) 事業実施に当たっては、都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法等の関係法令及び県・町条例等を遵守すること。
- (2) 対象物件は現状有姿であり、借受者は対象物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合に必要な修繕や整備、安全性の確保については自らの負担と責任において行うこと。
- (3) 土地に係る土壌汚染調査、地質調査及び地下埋設物調査は、実施の有無及び結果について不明であるため、必要に応じて各種調査、土壌改良及び埋設物除去等は借受者の負担と責任において行うこと。
- (4) 電柱等の移転、撤去、立木の伐採、雑草の草刈、フェンス、囲障、擁壁など、地下、地中、空中工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、町は一切行わない。借受者の責任において実施すること。
- (5) 越境物の処理については、借受者において相隣関係で隣接土地所有者等と話し合うこと。
- (6) 隣接土地所有者及び地域住民と良好な関係を構築し、苦情等無いよう留意し調整等が必要な場合は借受者が行うこと。
- (7) 都市計画等の制限(非線引き区域、用途地域無指定、建ぺい率60%、容積率200%等)がある。建築等を行う場合は関係機関と協議すること。
- (8) 保険加入及び危険箇所の安全措置等の必要事項は、第15(3)の契約の特記事項に定める。

8 応募資格

応募者は次の要件を満たすこと。共同事業体での応募も可とする。

- (1) 応募できる者は、個人及び法人(公共的団体を含む)とし、法人として応募する場合は応募時点で法人登記がなされていること。
- (2) 応募後の主体変更(名義変更等)は認めない。
- (3) 複数の者が共同して応募を行うことも可能とし、その場合は共同申請者等の中から代表者を設定し、代表者が窓口となるものとする(共同事業体)。
- (4) 共同で応募する場合は、各構成員が前各項の要件をそれぞれ満たさなければならない。
- (5) 新地町が定める工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準(昭和61年12月25日訓令第5号)による指名停止を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団、又は同条第6号に定める暴力団員に該当していないこと。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者でないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。

9 スケジュール

実施スケジュールは、町ホームページ等により公表する。標準的な流れは次のとおりとする。

- (1) 実施要領の公表：2026年3月9日(月)
- (2) 現地見学会の開催：2026年3月25日(水)
- (3) 質問書の受付期間：2026年3月9日(月)から4月2日(木)まで
- (4) 質問に対する回答：質問書受付後1週間以内
- (5) 応募申込書の受付期間：2026年3月25日(水)から5月8日(金)まで
- (6) 応募資格確認(結果通知)：2026年5月15日(金)に発送(又は通知)
- (7) 企画提案書の提出期限：2026年7月15日(水)
- (8) 審査(プレゼンテーション)：2026年7月下旬
- (9) 審査結果通知(優先交渉者等の選定)：2026年8月上旬
- (10) 仮契約の締結：新地町との協議終了後
- (11) 本契約の締結：福島県からの財産譲与及び議決等終了後

10 応募手続

(1) 募集方法

ア 応募のために必要な実施要領等は、新地町ホームページに掲載する。

イ 公表資料

公表資料は、次のとおりとする

◇本実施要領

◇別冊「様式集」

◇添付資料及び別紙(資料1～5、別紙1-1～1-2)

ウ 公表期間

2026年3月25日(水)から2026年5月8日(金)まで

エ 所管課(問い合わせ先・提出先)は第19のとおり。

(2) 現地見学会

本プロポーザルに係る現地見学会を次のとおり開催する。説明資料は配布しない。参加に当たっては実施要領等を各自持参すること。

現地見学会に不参加であってもプロポーザルへ参加できるが、物件位置図等により必ず現地を把握したうえで応募すること。

なお、現地見学会以外で対象物件の敷地内に立ち入ることはできない。

ア 開催日時

2026年3月25日(水)(対応時間は2時間程度。調整の上、参加申込者へ案内)

イ 開催場所

旧新地高等学校(福島県相馬郡新地町小川字貝塚西13番地の1) 現地集合・現地解散

ウ 参加方法

現地見学会参加申込書(様式5)を電子メールで提出すること。

(3) 質問書の受付及び回答

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書(様式6)を電子メールにより提出すること。ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 受付期間

2026年3月9日(月)から4月2日(木)まで

イ 回答

質問書受付後1週間以内

ウ 回答方法

質問内容とその回答を町ホームページに掲載する。なお、本業務の応募に必要と判断される質問のみ受け付ける。

(4) 応募申込書等の提出(参加申込)

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類(各1部)

◇応募申込書(様式1)

◇事業者の構成調書(様式1-2)(共同事業体の場合)

◇応募者概要書(様式2)

◇誓約書(様式3)(役員一覧表を含む)

◇定款又はこれに相当する書類(個人の場合は不要)

◇法人: 法人・商業登記簿謄本(3か月以内) / 個人: 住民票(3か月以内)

◇決算書類(過去3期分)

※個人は不要。ただし個人事業主として申告している場合は、確定申告書の写し及び収支内訳書等(過去3年分)

◇納税証明書等(3か月以内)

◇区分の詳細は別冊「様式集」(様式1裏面/様式4)の定めによる。

◇新地町に納税がある場合は「新地町税の調査に関する同意書」(様式4)を提出すること。

◇共同事業体の場合、様式2以降の添付書類等は構成員全員分を提出すること。

イ 受付期間

2026年3月25日(水)から5月8日(金)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く)

エ 提出方法

持参又は郵送(配達証明ができるもの、必着)

オ 提出先

第19のとおり。

(5) 応募資格審査(参加資格確認)

応募事業者について、第8の応募資格の有無を審査する。

ア 結果通知

2026年5月15日(金)に書面において結果を通知する。

イ 説明請求

応募資格を有しないとされた者は、理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、通知到着後5日以内に書面(持参又は郵送)で行う。町は到着後10日以内に回答文書を発送する。

(6) 辞退届の提出

応募書類提出後に辞退する者は、辞退届(様式7)を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送(配達証明ができるもの、必着)

イ 提出先

第19のとおり。

11 企画提案書の提出

(1) 提出対象者

応募資格審査で応募資格を有するとされた応募者は、提出期限までに企画提案書等を提出すること。

(2) 提出期限

2026年7月15日(水) 午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く)

(3) 提出先

第19のとおり。

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明ができるもの、必着)。

(5) 提出書類及び提出部数

ア 跡地施設借受希望価格書(様式8) 原本1部

イ 資金調達計画書(様式9) 原本1部

※自己資金については、預金残高証明等、自己資金残高を示すものを添付すること。

※金融機関より融資を受ける場合は融資確約書を添付すること。

※出資、投資の他ファンド等からの資金調達を予定する場合は、出資(投資)確約書、投資条件概要書(Term Sheet)、投資委員会承認通知等のほか、当該出資・投資元の資金力を証明する書類(預金残高証明書等)を必ず添付すること。

ウ 跡地利活用企画提案事業計画書(任意様式) 10部

※計画書は計20ページ程度を目安とする。あわせて、企画提案書一式のPDFデータを提出すること。

(6) 注意事項

ア 提出は1応募者につき1案とする。

イ 提出書類は返却しない。町の公文書として複写・配付する場合がある。

ウ 著作権は応募者に帰属するが、公文書公開等の必要性から公表する場合がある。

エ 提出後の内容変更、差替えはできない。

オ 審査及び選定結果に対する質問又は異議は受け付けない。

12 プレゼンテーションの実施

(1) 選定委員会

旧新地高等学校に係る「学校跡地利活用事業借受者選定委員会」(以下「選定委員会」という)を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 選定委員会委員(以下「委員」という)は、提出された企画提案書等の確認及び応募者からのプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、第13に定める審査基準に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

イ 審査はプレゼンテーションにより行う。

(3) 実施要領

ア 開催日

2026年7月下旬

イ 開催場所

新地町役場 正庁(3階)

ウ 出席者

応募者1者につき3人以内

エ 説明事項

企画提案書等に記載されている内容の範囲内で説明すること。

オ 時間配分

応募受付順に各応募者2時間以内(提案説明1時間以内、ヒアリング・質疑1時間以内)

カ 機器

大型モニター、HDMIケーブルは町が準備する。使用する場合は接続可能なパソコンを応募者が用意し、投影準備を行うこと。

キ 欠席

プレゼンテーションを欠席した場合は失格とし、審査及び選定の対象としない。

(4) 審査の進め方

ア 委員は、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、第 13 に定める審査基準に基づき総合的に審査する。

イ 各委員の評価によって審査し、出席委員の評価点数の満点を 100 点とする。総合得点が最も高い者を優先交渉者とする。ただし出席委員の平均評価点が 60 点未満の場合は不選定とする。

ウ 最終審査結果は、審査実施後 1 週間以内を目安に、応募者(共同事業体の場合は代表者)に書面で通知するとともに町ホームページで公表する。

13 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

審査基準表(配点)

	審査項目	主な評価の視点	配点
1	まちづくりとの関係性	○町の課題(人口、交流、産業等)・方針と一致した事業提案がなされているか。 ○新たなにぎわい・活力の創出に寄与する事業提案がなされているか。	20
2	地域への貢献	○定住促進又は雇用の創出に繋がる提案がなされているか。 ○周辺地域の利便性の向上に資する提案がなされているか。 ○地域資源の活用が期待できるか。	15
3	周辺環境への配慮	○施設周辺の自然環境への配慮がなされているか。 ○施設周辺の住環境への配慮がなされているか。 ○周辺地域の景観・町並みと調和のとれた施設設計となっているか。	15
4	提案事業の実現性・継続性	○事業を円滑かつ継続的に実施する体制が構築されているか。 ○同規模、同種施設の運営実績があるか。 ○資金調達の確度(自己資金の裏付け、融資の確度等)が明確か。 ○収支計画が明確(売り上げの根拠(客単価、稼働率)、費用(人件費、修繕、保険、除草等))となっており妥当性があるか。 ○事業スケジュールが具体的かつ実現可能なものとして確立しているか。 ○施設の利用面積等、有効な施設活用がなされているか。	40
5	貸付希望価格の評価	○貸付希望価格に応じた評価点	5
6	特筆事項	○上記のほか、特に優れた取組があり総合的に評価できるか。	5
合計			100

※評価点数は各委員 100 点を満点として判定する(第 12(4)イ)。

14 優先交渉者等の決定

町長は、選定委員会が選定した者を優先交渉者等とする。

15 契約手続

(1) 手続の進め方

ア 優先交渉者等の選定をもって、企画提案書等に記載された全ての内容を承認するものではない。

イ 町は、優先交渉者等の選定後、優先交渉者と事業内容等の詳細について協議し、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで、協議が整い次第、借受者とし契約の手続を行う。ただし、募集趣旨に反する変更は行わない。

(2) 貸付契約の手続(仮契約・本契約を含む)

ア 町は、対象区画に応じて次に掲げる契約を締結する。

区画 A: 土地及び建物について使用貸借契約を締結する。

区画 B: 事業用定期借地権設定契約を締結する。

イ 町は借受者と協議の上、必要に応じて基本協定等を締結することができる。

ウ 契約の名義人は「借受者(応募者)名」とする。共同事業体の場合は「応募代表者」を名義人とする。

エ 契約に必要な費用(収入印紙等)は借受者の負担とする。

オ 貸付料(地代)の納付方法、納付時期その他の取扱いは、契約で定める。

カ 対象物件は福島県所有であるため、福島県からの財産譲与が完了した後に契約手続を行うものとする。ただし、町は必要に応じて、譲与完了を停止条件とする仮契約又は基本協定等の手続を行うことがある。

(3) 契約の特記事項

契約においては、次の特記事項を記載する。

ア 事業の実施に当たっては、提案内容を遵守すること。

イ 契約締結後の対象物件の利用に当たっては、関係法令や条例を遵守すること。

ウ 建物、工作物等の整備、改修に当たっては、計画内容等の地元説明、近隣住民との協議を自らの責任及び負担で行うこと。

エ 契約の締結日から原則 1 年以内に提案事業に着手し、2 年を経過する日までに、提案した事業用途の利用に供すること。なお、正当な理由なくこれらに違反した場合は、契約を解除し、保証金は全額町に帰属(没収)するものとする。

オ 契約締結日から 10 年間は、町が承認した場合を除き、原則として提案事業の用途以外への転用を禁止すること。

カ 借受者は、町の求めに応じて報告及び協議に応じること。

キ 借受者が契約に定める事項に違反した場合には、契約を解除できること。

ク 契約解除を行う場合、原則として、借受者は自らの負担によって本件対象物件を現状に回復すること。

ケ 借受者は、契約締結後、対象物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したとしても、目的物の補修又は代替物若しくは貸付料(地代)の返還若しくは減免、又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

コ 借受者は施設賠償責任保険等に加入し、町に証券写しを提出すること。

サ 危険箇所の立入禁止措置を講じ、点検記録を保存し、町の求めに応じ提出すること。

(4) 借受者の責務、貸付条件等

ア 企画提案した事業スケジュールを遵守すること。

イ 跡地施設利用に工事が伴う場合、工事着手前並びに工事中において、景観等に配慮した環境美化に努めること。

ウ 開発許可申請の手続による変更等、やむを得ない事情により選考された提案内容を変更する場合には、事前に文書により町に申請し承認を得ること。ただし、本募集の趣旨に反する変更は認められない。

エ 道路、上下水道、電気、ガス、通信等の施設について、それらの事業者と調整し、借受者自らの責任及び負担で行うこと。

(5) 契約書

契約書は町が準備するものを使用する。

(6) 福島県からの財産譲与未了時の取扱い

県からの財産譲与が受けられない場合、町は本事業を中止する。この場合、応募者等に損害が生じても町は責任を負わない。

16 情報公開

新地町情報公開条例(平成14年6月19日条例第12号)に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について情報公開する。ただし、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報に該当するものについては非公開とする。

また、非公開を希望する箇所がある場合は、あらかじめ応募者が明示し、町が条例に基づき判断を行うこととする。

17 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した応募者は失格とし、当該応募者を優先交渉者等として選定しない。なお、失格事項に該当した応募者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できない。

ア 契約締結までに応募資格を満たさなくなったもの。

イ 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合。ただし、誤字、脱字等の軽微な不備がある場合に限り、町が別途期限を定めて補正を認める場合がある。

エ 書類等の提出、回答、報告等、町が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合。

オ 提出した書類等に虚偽又は不正があった場合。

カ 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と町が判断した場合。

キ 第12のプレゼンテーションを欠席した場合。

18 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する全ての費用は応募者の負担とする。

(2) 応募者の名前等は公表しない。ただし、借受者となった者については公表する。

(3) 本プロポーザルの参加にあたり、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 借受者となった事業者は、地域住民を対象とした事業内容等の説明会の開催を町が要請した場合は必ず開催すること。

(5) 協議不調の場合、町は借受者の決定を取り消し、次点者と協議できるものとする。

19 問い合わせ先(所管課)

新地町役場 企画政策課 政策推進係(役場庁舎2階)

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地

電話: 0244-62-2112

Eメール: kikaku@town.shinchi.lg.jp